

やまと得々ミニ情報

第 100 号 2004 年 11 月 1 日

大和木材株式会社

〒891-1104 日置郡郡山町油須木 1299-1 番地

Tel 099-245-7048 Fax 099-245-7058

URL ; <http://www.synapse.ne.jp/~yamato-kk/>

E メール ; yamato-kk@po.synapse.ne.jp

来年から産業廃棄物税と森林環境税が始まります！

鹿児島県では、増え続ける産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に当てる為に課する法定外目的税として、来年 4 月 1 日から産業廃棄物税を実施します。

納税額は産業廃棄物を最終処分場に搬入する場合 1,000 円/トン、焼却施設に搬入する場合 800 円/トンを、最終処分業者を通じて県に納める仕組みです。

産業廃棄物が中間処理を経て最終処分場・焼却施設に搬入される場合、中間処理後の処分・処理に係る税負担は、排出事業者が、中間処理業者の支払う処理料金に税相当額として上乗せされます。但し、中間処理業者に支払うべき税相当額は排出した廃棄物の総量から再利用される物を除いた分に 1,000 円/トンであり、焼却処理業者に支払うべき税相当額は焼却灰を最終処分する場合には焼却処分総量に 800 円/トンのほかに最終処分業者へ焼却処理業者が支払う 1,000 円/トン（焼却灰処分）分が上乗せされる事になります。しかし、実際には我々は、何が焼却処分され、何が再利用され、何が最終処分されるか把握は難しく、処理業者の要求する税相当分を支払わされる事になりそうです。

また、森林環境税も導入される事が決定しています。この税金は、県土の保全や水源かん養など、森林の持つ他面的・公益的な機能の重要性を理解してもらおう活動や、森林環境の保全を図る為の目的税です。税額は個人が 500 円/年、法人が均等割額の 5%相当額となっております。

おかげさまで 100 号の発刊です。

皆様に身近な情報をお伝えしようと始めた、この「やまと得々ミニ情報」もおかげさまで 100 号を迎えました。1996 年(平成 8 年)8 月 第一号「消費税が変わります。対策は十分ですか」から 8 年 4 ヶ月になりました。この間少しは役に立つ情報を伝えられたでしょうか。途中、何度も挫折しそうになりましたが、何とか続けてまいりました。これからも宜しく願います。

住所表示が変わります。

11 月 1 日より郡山町は鹿児島市に合併されました。それに伴い住所が変更になりました。

新住所 〒891-1104 鹿児島市油須木町 1299-1 (電話番号等は変わりません)

【情報】

「第 5 回 かがしまウッディフェスタ 21」が開催されます

日時 平成 16 年 11 月 27 日(土)～28 日(日) AM10:00～PM5:00

場所 鹿木協木材流通センター (東開町 3-2)

【定休日】 11 月は 3, 7, 13, 14, 20, 21, 23, 28 日となります

12 月は 5, 11, 12, 19, 26, 29, 30, 31 日となります

ご協力お願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

